

資料 2

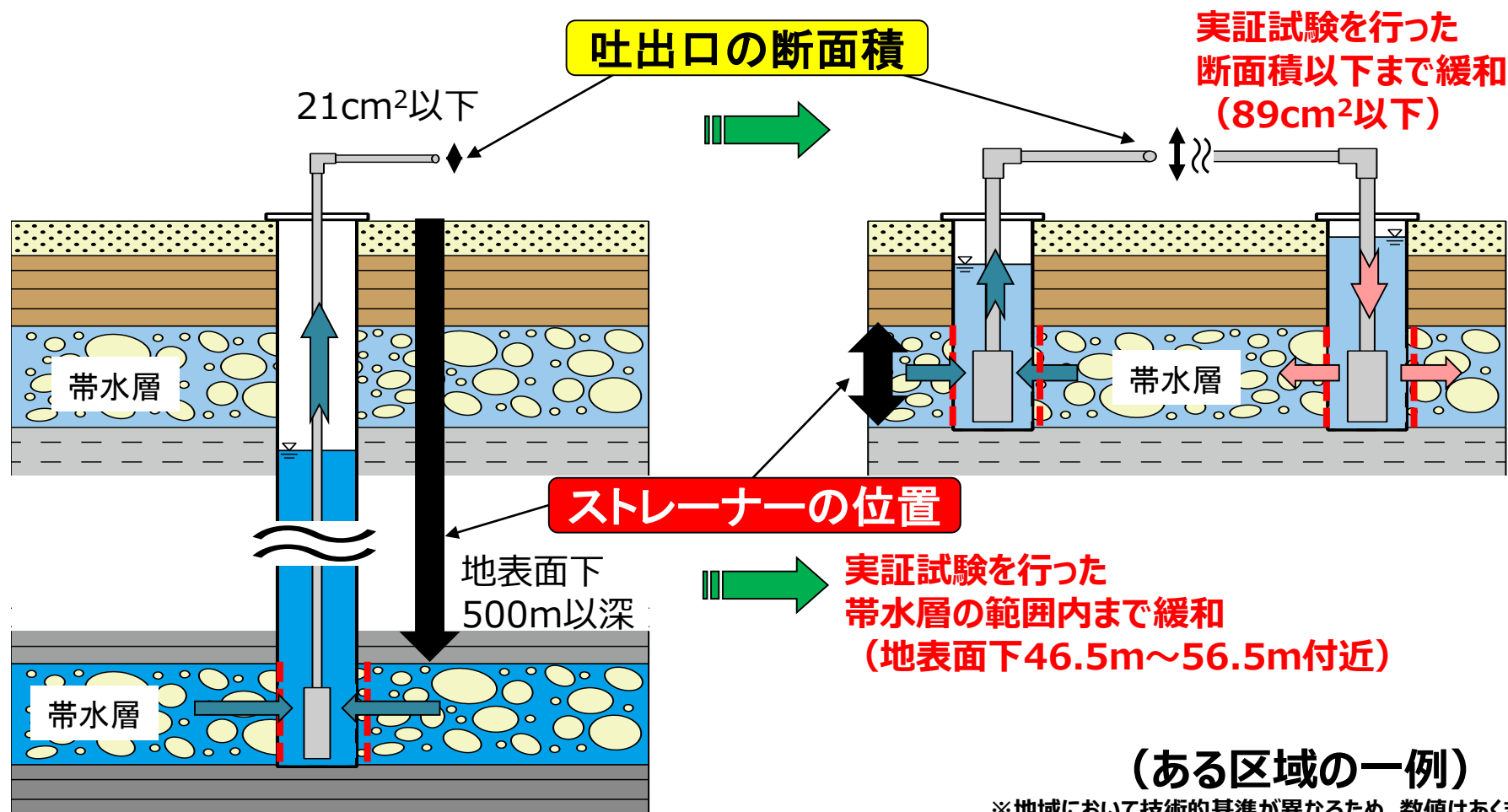
新たに実現した規制改革事項について



地下水の市街地における利用に係る規制緩和

(建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用に係る規制緩和)

- 地球温暖化対策に寄与すると期待される地下水の熱を利用した新たな空調システムの普及を目指し、自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証試験等を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された建築物用地下水の汲み上げに関し、一定の要件を満たす場合、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を、当該試験の範囲内に緩和する。



都市部での遠隔服薬指導の解禁

- これまで国家戦略特区内で過疎地等においてのみ認められていた遠隔服薬指導について、かかりつけ薬剤師・薬局であること等を示す一定の要件を満たす場合、都市部での実施も可能とするよう厚生労働省令を改正。



都市部でのオンライン医療のニーズ

- ・ 仕事や育児が忙しく、受診先延ばし・治療中断に陥りがちな40~50代の通院や薬局訪問の負担を軽減



通院負担軽減・

受診率の向上

早期受診・継続的治療による重篤化防止、医療費抑制効果が期待される

新薬の共同研究開発における 麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化

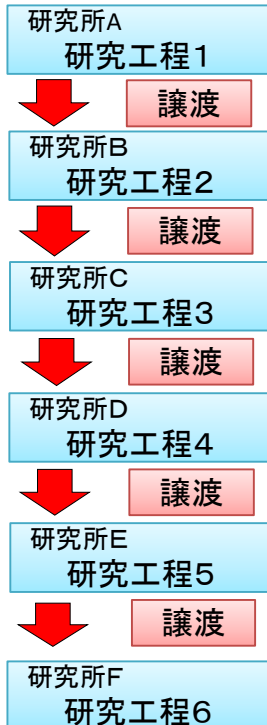
(背景) 麻薬には濫用のおそれや有害作用があるため、麻薬及び向精神薬取締法により、研究施設間の麻薬の譲渡は、その都度、厚生労働大臣の許可を要することとしている。

(課題) このため、創薬の共同研究で、順次に企業間の麻薬の譲渡が予定されている場合、それぞれの準備・許可申請から許可までに時間を要して研究の遅れを生じるおそれがある。

(対応) 初回の譲渡許可申請において、研究者が共同研究全体の計画書を提出し、厚生労働省が全体を事前に検討することにより、2回目以降の譲渡許可手続を迅速化する。(これらの具体的な手続に係る通知を発出)

現在の麻薬の譲渡のイメージ(一例)

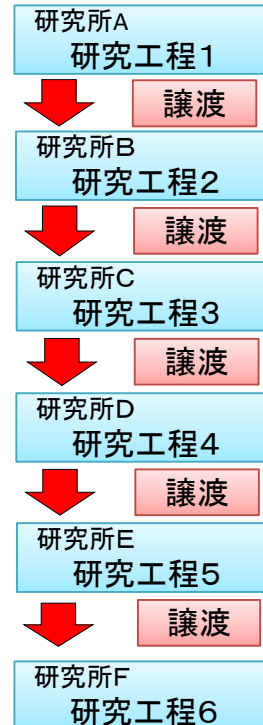
創薬のための共同研究



※これまでの例では、申請者側の準備や修正等も含め、1回の手続に約2ヶ月かかるケースもあった。

手続きの迅速化

創薬のための共同研究



初回申請時に全体計画書の提出と譲渡の必要性等の事前説明



2回目以降は計画に沿った内容で申請を行うことで申請～許可手続の迅速化が可能に!